一般社団法人日本ろう空手道協会強化委員会規程

1. 育成・強化方針(概要)

- (1) 夏季デフリンピックをはじめ、アジア太平洋ろう者競技大会および世界ろう空手道選手権大会でのメダル獲得・入賞に向けて、育成・強化対象者の競技力向上を図る。
- (2) ろう空手道の日本代表のアイデンティティを確立し、応援され、憧れられるチームを目指す。
- (3) WKFルールに順応できるために、国際交流を含めた練習試合や強化合宿において育成・強化対象者の強化育成を図る。
- (4) ろう空手選手数増加や、ろう空手の裾野の拡大を図るため、ろう空手選手が出場する公式大会の競技力の底上げを目指して、中長期的な視野で育成の土壌の強化を図る。
- (5) ろう空手選手の強化体制や選手やスタッフを取り巻く環境の整備を中期的な視野で進める。

2. 育成・強化対象者

- (1) シニア選手(高校生以上)
- (2) ジュニア選手 (小学生・中学生)
- (3) 指導者
- (4) 手話通訳者
- (5) スタッフ

3. 強化委員会

国際大会に向けての育成・強化体制を構築し、より充実した育成・強化事業が進められるスタッフ等で構成する。これを「強化委員会」とする。担当や業務分担を明確にし、組織的な運営ができるように留意する。

4. 育成・強化事業の内容

【強化会議】

強化委員会の委員及び事務局等により、育成・強化計画の策定、計画の実施、活動の進捗 状況の確認、評価、日報などを行う。毎年4月から翌年3月にかけて、強化委員会のメン バーを対象に年間を通して複数回実施する。また、合宿の中で、追加して開催することも ある。

【国内強化合宿】

強化指定選手および育成枠選手を対象にした強化合宿または強化稽古を毎年4月から翌年3月にかけて、数回実施する。期間は基本的に1泊2日とするが、場合によっては1日のみ、連休を利用して2泊3日行うこともある。練習環境は空手マット1面の広さ (8m×8m) 以上あることを条件とする。

【国外強化合宿】

原則、毎年4月1日から翌年1月31日までの間にある長期連休(5月連休、8月盆休、年末年始等)を利用して実施する。練習環境は空手マット1面の広さ(8m×8m)以上あることを条件とする。対象は、強化指定選手の中から参加基準をクリアした選手とし、その基準は、各年度の登録が完了した後に発表する。

【手話通訳者養成セミナー】

選手強化向上のために手話通訳は必要不可欠であり、その中でも空手道に精通した通訳業務を行うことにより情報が行き渡り、選手強化につながることができる。

そのために、育成・強化事業に関わる手話通訳者が、空手道に精通した通訳業務を行えるようにセミナーを行う。内容として、空手道の基礎知識や専門用語、WKFルール等について

の理解と知識を深めるとともに、育成・強化事業の現場で出てくる手話語彙及び手話表現 技術習得を学習する。

毎年4月1日から翌年3月31日までに数回実施する。

5. 育成·強化指定選手基準

強化指定選手、並びに育成枠選手の対象者は次の項目すべてを満たす者とする。

- (1) 全空連公認段位(初段以上)を取得している者(※)
- (2) (1) の段位を持たないが、同等の会派認定段位を取得している者(※)
- (3) 健康上の問題が無く、空手競技を行う上で心身ともに適した状態であること
- (4) 空手道場もしくは学校等の空手部に所属し、日々練磨している者
- (5) (4) の所属先の師範またはコーチと良好関係を築いている者
- (6) 強化指定選手として、礼節と規律を遵守することができ、強化指定選手となり得る者
- (7) 指定する健康診断を受け、結果を提出することができる
- (8) 各種、規程・規約を理解し、遵守することができる
- (9) 一般財団法人全日本ろうあ連盟会員であること
- (10) 一般社団法人日本ろう空手道協会の選手会員であること
- (11) 当会が指定する大会に出場できる選手であること
- ※ジュニア選手については、公認1級以上を取得している者とする。

6. 育成・強化指定選手の期間

強化指定選手および育成枠選手の期間は1年間(毎年4月1日~翌年3月31日)とする。

7. 育成・強化指定選手の推薦・決定及び追加

(1) 強化指定選手および育成枠選手の推薦

全空連主催の公式大会、地域主催の公式大会、当会が指定する大会においての成績を もとに強化委員会が推薦する。今後期待できる選手についても将来性を考慮して強化 委員会が推薦できる。

(2) 強化指定選手および育成枠選手の決定

強化指定選手の決定は前年度4月1日から3月31日までの1年間の強化稽古および 強化合宿参加状況と試合形式の選考会結果及び全体を通してのフィジカル、適正、将 来性、礼節と規律の遵守状況の総合評価で行う。

(3) 強化指定選手および育成枠選手の追加

前年度の合宿に参加できなかった選手については、試合形式の選考会結果と所属先の 師範またはコーチの推薦状(稽古参加状況も記入すること)によって追加することが できる。

8. 育成・強化指定選手の遵守事項

強化指定選手および育成枠選手は、空手道における活動のみならず、広く社会における活動 機会を通して、他の模範となる人材として選考しており、その処遇に対する責任の自覚と人 格形成を遵守事項の中に求める。

9. 育成・強化指定選手の解除

- (1) 第8条の遵守事項に著しく違反した選手、あるいは義務を履行しない選手。このことは、指定期間においても解除することができる。
- (2) 長期間事由なしで大会に出場しない選手及び引退した選手。
- (3) 指定する強化合宿に年間を通して1回以上の参加ができなかった選手。
- (4) 上記(1)~(3) について、特別な事由がある場合は理事会の承認を得ることで、 解除を免除とする場合がある。

10. 育成・強化指定選手の処遇

(1) 登録料

強化指定選手、育成枠選手それぞれ、別に定める登録料を収めること。

- (2) 費用負担
 - ・助成事業に該当する強化合宿にかかる旅費交通費に関しては、当会旅費規程に従って支給する。
 - ・助成事業に該当しない事業に関しては原則自己負担とする。
 - ・国際大会出場にかかる派遣費用は原則自己負担とする。

11. 付則

- (1) 本ガイドラインの施行について必要な事項の細目は、理事会において別に定める。
- (2) 本ガイドラインは、2022年7月27日より施行する。